

令和6年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第2号

令和6年6月3日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	20番	小藪江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

19番 大貫千尋君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	木村成治君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
教育部長	松本浩行君
消防長	藺部恵一君
会計管理者	西山浩太君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君

---

**出席議会事務局職員**

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

---

**議事日程第2号**

令和6年6月3日（月曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諮問第3号 審査請求に関する諮問について
- 議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について
- 議案第51号 市道路線の認定について
- 議案第52号 動産購入契約の締結について

議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 諮問第3号 審査請求に関する諮問について

議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について

議案第51号 市道路線の認定について

議案第52号 動産購入契約の締結について

議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、19番大貫千尋君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

## 会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番西山 猛君、18番石松俊雄君を指名いたします。

---

諮問第 3号 審査請求に関する諮問について

議案第 48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について

議案第 51号 市道路線の認定について

議案第 52号 動産購入契約の締結について

議案第 53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第 54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第 55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大関久義君） 日程第2、諮問第3号 審査請求に関する諮問についてから議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の9件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

通告がありますので、通告に従い、発言を許可いたします。

なお、質疑は3回までとなります。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、議案質疑を行います。

初めに、質疑の前に議長にお伺いをしたいのですが、質疑項目が14項目になるため、円滑な質疑のために次の四つに分割して、それぞれで3回までの質疑を行うということにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 4項目の質疑内容がありますので、1項目ごとでお願いをいたします。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に

関する条例の一部を改正する条例について。

1、環境影響評価第2条8に記されております。事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において、その事業に関わる環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいうとの記載があります。これに関連して、質疑をいたします。

1回目の質疑、1、環境影響評価とは、どのような項目について、どのくらいの期間、どの程度の調査が行われるものを言うのでしょうか。

2番、環境に及ぼす影響がどのようなところに、どのように現れることを調査するものなのか。

3番、調査・予測及び評価、環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することは、その事業の開始、継続にどのような影響を与えるのでしょうか。

4番、環境影響の調査、予測及び評価で森林の大規模伐採を中止できるのは、どのような場合に当たるのでしょうか。

5番、環境影響評価は、誰がどのような機関、事業所に事業を委託して行うのでしょうか。

五つについて、お願いをいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 石井議員の御質疑にお答えいたします。

環境影響評価とは、どのような項目について、どのくらいの期間、どの程度の調査が行われるものかとの御質疑でございますが、環境影響評価については、茨城県環境影響評価技術指針に準じた手続を行うものとし、調査項目としましては、事業地の状況に応じ、動物、植物、水質等の項目について、約1年程度の期間をかけ、資料調査及び現地調査による情報の収集、整理及び解析を実施することとなります。

次に、②環境に及ぼす影響がどのようなところに、どのように現れることを調査するかとの御質疑でございますが、事業による土地の造成等により、事業地周辺の水源や、動植物であればその分布、または生息環境において水の濁りや生息区域の改変など、環境に与える影響の程度を調査することになります。

次に、③環境影響評価が、その事業の開始、継続にどのような影響を与えるかとの御質疑でございますが、環境影響評価の実施により、工事の開始前に約1年程度、資料調査や現地調査の期間を要することが想定されます。また、評価の結果により、環境保全のための措置が必要と判断されれば、必要に応じて事業区域や工事手法の変更などの事業計画の見直しや、それに伴う工事開始時期の見直しが必要となることから、事業への影響が起り得ると考えます。

続きまして、④環境影響の調査、予測及び評価で森林の大規模伐採を中止できるのは、

どのような場合かとの御質疑でございますが、環境影響評価は事業が環境に与える影響を調査し、必要な保全措置を行うことを目的としたものであり、事業を実施させないために行うものではありません。環境影響評価の結果、伐採予定の森林内に希少動植物等が確認された場合には、その影響範囲において伐採が抑制されることが考えられます。

次に、⑤環境影響評価は、誰がどのような機関に事業を委託して行うのかとの御質疑でございますが、環境影響評価は対象事業を実施しようとする事業者が行うこととなります。実務的には、環境アセスメント士などの環境アセスに関する資格者を有し、調査、予測、評価を確実に履行できる専門の業者が事業者から委託を受け、調査を行うことになると考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいまの質問と回答に関する2回目の質疑を行います。

環境影響評価に関しては、環境保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価するとなっておりますが、取られる措置が必要なものであり、その措置により環境影響を総合的に評価したものであるということ、市はどのように確認をし、事業の審査につなげることとなりますか。特に、事業者自体が調査をする専門業者を選択して調査業務を発注する場合、調査に基づく環境影響評価の信頼性を市はどのように確認するのでしょうか。

それともう一つ、4番に関する答えについてです。必要な保全措置、伐採が抑制される場合があるという答弁だったかと思いますが、これによって、この評価自体によって大規模伐採が中止できる可能性があるのではないかなというふうに思うのですが、これがあるのかないのか、お答えをいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 環境影響評価を市がどのように確認し、事業の審査につなげるのかとの御質問でございますが、環境影響評価の手続の中で、市に提出される評価書等の内容を確認し、事業者が実施する措置が環境保全のために適正なものであるかの判断を行うこととなります。

次に、環境影響評価の信頼性の確認につきましては、事業者との協議において、市が求める調査、予測、評価を履行できる業者により作業が実施されることの確認を行います。具体的には、調査業者との打合せの中で、その資格者の有無とか、施工計画書とか、そういったものを丁寧に確認をして、確実に履行できる業者かどうかというのを判断した上で確認を行うこととなります。

次に、伐採中止の件かと思いますが、繰り返しの答弁にはなりますが、環境影響評価の結果、伐採予定の森林内に希少動植物等が確認された場合には、その影響範囲において伐採が抑制されることはあると思います。中止という判断までは、なかなか行かないと考え

てございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） るる説明がございました。

3回目の質問に入りたいと思います。

環境影響評価等全般にわたってですが、環境保全行政に関して、従前の条例から見て前進したところは多々あるというふうに思いますが、今の答弁で疑問はあります。不十分なところが明らかになったときに、再改定というのがあるのかどうか、まずお伺いいたします。

もう1点、この環境影響評価は、前回、飯田地区では行われなかったと、このように承知しておりますけれども、今回初めて挿入されたところであり、この改正で特に進めたいことは何なのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 初めに、再改定の御質問でございますが、この条例に限らず全ての施策において、その効果、課題については常に検討しているところでございます。

また、この改正で特に進めたいことは何かとの御質問でございますが、改正の目的であります太陽光発電事業と住環境との自然環境とのさらなる調和が進むことを目的としております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、2番目の項目、協定の締結に関する質疑を行います。

一つは、事業者が該当行政区と協議して締結する協定の内容は、どのような内容項目が必要なのか。

2番目、締結する協定の内容項目に関して、市は情報提供する場合がありますでしょうか。

3番、協定内容に該当行政区と事業者の間に隔たりがあり、合意には至らないときには、事業の開始はできないと理解してよいか。

4番、該当行政区と事業者が交わす協定書の内容は、該当行政区内の住民の何割の合意で有効になるのでしょうか。

5番、締結した協定は市民や関係する方々に公開できるのか。できないとすれば、公開できる条件は何か。

この5点について、1回目の質問を行います。お願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） ①事業者が該当行政区と協議して締結する協定の内容は、どのような内容項目が必要かとの御質疑でございますが、協定につきましては、該当行政

区と事業者の合意に基づき取り交わされるものでございますので、市で必須項目を設けるものではございませんが、事業地周辺地域の災害の防止及び住環境の保全に係る事項等について協定の取り交わしを行うよう、事業者や行政区に促していきたいと考えております。

②締結する協定の内容項目に関して、市は情報提供する場合があるのかとの御質疑でございますが、市としましては、該当行政区と事業者の協定締結が円滑に行われるよう、これまでも必要に応じ行政区に協定書のひな形の提示などを行ってまいりましたが、今後も継続してお示しができるよう考えております。

次に、③協定内容に該当行政区と事業者の間に隔たりがあり、合意には至らないときには、事業の開始はできないと理解してよいかとの御質疑でございますが、本条例では、工事の着手前までに協定を締結することを求めていますので、協定締結がなされないまま工事が着手されることはないものと考えております。

次に、④該当行政区と事業者が交わす協定書の内容は、該当行政区内の住民の何割の合意で有効になるのかとの御質疑でございますが、協定書については、行政区内の合意の結果、締結されるものであり、何割で有効というものではございません。

続きまして、⑤締結した協定は市民や関係する方々に公開できるのか、できないとすれば、公開できる条件は何かとの御質疑でございますが、協定については行政区内において共有されること、あくまで行政区と事業者の2者間の決め事であることから、市として第三者への公開を行う考えはありません。公開できる条件としましては、笠間市情報公開条例の基準に基づき、公開の判断を行うことになると考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、今の御答弁に関して、2回目の質問をいたします。

4番のところで、該当行政区と事業者が交わす協定書の内容は、該当行政区内の住民の何割の合意で有効となるのかというのをお聞きしましたけれども、その御答弁の中で何割というものはないということ、そして、行政区の合意だというお答えだったのですが、合意とはどのような基準で合意されたというふうに判断するのかを私はお聞きしています。で、これを明確にすることにより、問題の発生を防止し、円滑な運営が可能になります。これが曖昧であると、いろいろなトラブルの原因になるのではないかと思います。基準を明確にするということは大切なことだと思いますが、これについて再度お答えをいただきたいと思います。

それから、3番と4番に関わりますが、条例の第9条の2には、ただし、協議の結果該当行政区が協定の締結を望まない場合はこの限りでないとありますが、この協議は誰と誰の協議なのか、また、行政区が協定の締結を望まないとは、行政区のどのような議論の状態を指すのでしょうか。そして、その協定を望まないというのは、誰が判断するのでしょうか。



3番目、5に関してです。協定が行政区内で共有されるのは、そのとおりだと思います。しかし、森林の役割は、二酸化炭素を吸収し、酸素を放出し、生態系を守り、水を蓄え、温暖化防止など、少なくとも行政区域内を超えた広い地域の住民に影響を与えるものです。広い地域に影響を与える事案で、その事案の可否に関わる協定の内容は、広く市民生活に生かされるべきと考えます。市情報公開条例適用の前に、公の福祉から考えて閲覧可能にする必要があるのではないかとこの点に関する見解をお伺いします。お願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） まず、合意とはどのような基準で判断するものかとの御質疑でございますが、繰り返し答弁になりますが、合意の基準につきましては市が決めるものではなく、各行政区ごとに区の総会や、例えば役員会といった手続の中で合意の判断が行われるものと考えてございます。

次に、協議は誰と誰の協議かとの御質疑でございますが、事業内容につきまして、行政区と事業者の協議と考えます。また、行政区が協定の締結を望まないというのはどういうことかとの御質疑でございますが、これは、行政区が協定の締結の必要がないと判断した状態を指してございます。また、誰が締結を望まないと判断するのかとの御質疑でございますが、判断をするのは行政区となります。

あと、協定書の閲覧につきましては、あくまで行政区と事業者の2者間の決め事であることから、市として第三者への閲覧というのは考えてございません。しかし、ほかの参考となるような協定内容につきましては、先ほども回答したとおり、協定書のひな形などを周知するなど、共有のほうを図りたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、ただいまの答弁に関しまして、3回目の質問をさせていただきます。

今、お話があった件なのですけれども、一つは、行政区が協定の締結を望まないという結論が行政区の一部で決められるのではなく、全体の合意で進められることが大切だと考えます。そのための基準、こういう状態で望まないというふうに判断すべきだということに関しては、市が市の見解を示したほうがいいのではないかと思います。再度聞きますが、この件についてはどうなのでしょう。

それから、もう一つ、協定に関して参考となるような協定内容については、協定書のひな形に入れていくということで共有を図るといふ旨の見解があったと思うのですが、これについては、いいと思います。しかし、協定に含まれる個人情報に関わる箇所を除いて公開することは可能ではないでしょうか。いかがでしょうか。それが2番目。

3番目、この条例の一部改正、協定の締結で特に進めたいと考えている課題は何か、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 合意の基準を市が示すべきではないかとの御質疑でございますが、繰り返しにはなりますが、区の合意形成手続きにつきましては、条例の協定手続きにかかわらず、各行政区ごとのルール、判断により行うべきものと考えますので、市が基準を示す考えはございません。

また、協定書の公開をしたかどうかの御質疑でございますが、石井議員おっしゃるように、個人情報を出すと判断もあるかなとは思いますが、いずれにしても公開可能な情報につきましては、笠間市情報公開条例に基づき、個々の判断がなされるものと考えてございます。

三つ目で、この改正に向けた課題との御質疑でございますが、協定手続の中で地元からの要望事項や事業者との決め事が明確になること、また、地域の実情に即した事業が行われることとなりまして、地域課題の一助になることが考えられるかと思っております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは3回終わりましたので、大きな3番、維持管理報告ということについて質疑を行いたいと思います。

一つは、事業区域の維持管理状況を何について、どのように報告しなければならないのでしょうか。それが一つ。

もう一つは、この報告は、年間に何回行うことになるのでしょうか。2番、報告の頻度について伺います。

それから3番目は、仮に報告がないとき、あるいは報告内容に事実と異なる記載があるとき、市はどのような対応を取るのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 事業区域の維持管理状況を何について、どのように報告しなければならないのかとの御質疑でございますが、報告につきましては発電設備の点検状況や調整池などの防災施設の管理状況について、報告書により市に提出を求めることとなっております。

次に、報告の頻度は年に何回かとの御質疑でございますが、報告の頻度は年に1回と考えております。

次に、報告がないとき、また報告内容に事実と異なる記載があるときは、市はどのような対応を取るのかとの御質疑でございますが、報告書の提出がなかった場合の対応としましては、改めて報告書の提出を事業者に求めることとなります。また、提出された報告書、写真等の添付資料を精査した結果、内容について疑義があった場合につきましては、必要に応じて、現地への立入調査や報告書の再提出を求めるなど、条例に基づき指導、勧告、公表を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） では、3番はそれで結構です。

最後の4番です。

条例の施行期日についてなのですけれども、条例の施行期日が10月1日となっています。これが順調にいけば6月13日には成立する見込みですけれども、施行期日が10月1日と結構遅くなっているその理由は何なのでしょう。お伺いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 条例の施行期日が10月1日となっており、施行期日が遅れる理由は何かとの御質疑でございますが、施行期日につきましては、条例の内容に応じ、適切に設定しているものでございますので、遅れているというものではございません。今回の改正により、事業者に新たな負担を課すことになること等から、本条例の施行期日については十分な周知期間を考慮し、10月1日から施行としているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております諮問第3号から議案第55号は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

---

## 散会の宣言

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月7日午前10時に開会いたします。

なお、この後、議会運営委員会を開催いたしますので、関係委員の方は委員会室に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 石 松 俊 雄